

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟市人事委員会委員長 兒玉 武雄

新潟市人事委員会規則第15号

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の初任給調整手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第31号）

の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とする。

第8条中「第2条に」を「第2条に規定する職又は第3条に」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条中「第2条」を「第3条」に、「第3条」を「第4条」に改め、「35年」の次に「（第2条第2項に規定する職を占める職員にあっては15年）」を加え、同条を第7条とする。

第5条第1項中「35年」の次に「（第2条第2項に規定する職を占める職員にあっては15年）」を加え、「この場合において、大学卒業」を「この場合において、第3条第1項に掲げる職員にあっては大学卒業」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「15年」の次に「（第2条第2項に規定する職を占める職員にあっては4年）」を加え、同条を第5条とする。

第3条中「前条」を「前2条」に改め、「35年」の次に「（第2条第2項に規定する職を占める職員にあっては15年）」を加え、同条を第4条とする。

第2条中「第12条第1項」を「第12条第1項第1号」に、「第5条」を「第6条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 条例第12条第1項第2号の規定により初任給調整手当を支給される職員は、前条第2項に規定する職に採用された職員とする。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(支給する職の範囲)

第2条 条例第12条第1項第1号に規定する職は、医療職俸給表(1)の適用を受ける職員
の職とする。

2 条例第12条第1項第2号に規定する職は、医療職俸給表(2)の適用を受ける職員の職
のうち、獣医師の職とする。

別表を次のとおり改める。

別表(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員	2項職員
	円	円
1年未満	307,800	35,000
1年以上2年未満	307,800	35,000
2年以上3年未満	307,800	35,000
3年以上4年未満	307,800	35,000
4年以上5年未満	307,800	35,000
5年以上6年未満	307,800	31,000
6年以上7年未満	307,800	27,000
7年以上8年未満	307,800	23,000
8年以上9年未満	307,800	19,000
9年以上10年未満	307,800	15,000
10年以上11年未満	307,800	12,500
11年以上12年未満	307,800	10,000
12年以上13年未満	307,800	7,500

13年以上14年未満	307,800	5,000
14年以上15年未満	307,800	2,500
15年以上16年未満	307,800	
16年以上17年未満	304,500	
17年以上18年未満	301,200	
18年以上19年未満	297,900	
19年以上20年未満	294,600	
20年以上21年未満	291,300	
21年以上22年未満	277,500	
22年以上23年未満	263,500	
23年以上24年未満	250,000	
24年以上25年未満	236,100	
25年以上26年未満	222,400	
26年以上27年未満	204,800	
27年以上28年未満	187,700	
28年以上29年未満	170,400	
29年以上30年未満	152,800	
30年以上31年未満	134,800	
31年以上32年未満	116,500	
32年以上33年未満	98,600	
33年以上34年未満	72,600	
34年以上35年未満	48,300	

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

- 2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。